

野幌森林公園エリアの活用の概要

※下線部は、素案からの修正箇所

1 策定の趣旨

「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」に掲げた「めざす姿」の実現に向けた具体的な取組を示し、道民の皆様との共有を図るとともに、民間企業をはじめ多様な主体と連携・協働して取組を推進するため、策定するもの。

2 対象期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間

3 めざす姿

大都市近郊に残された豊かな自然環境をフィールドに、本道の「歴史・文化・自然」を体感できる各施設の強みを活かし、隣接する施設等とも連携の上、国内外からの来訪者を魅了し、交流できる賑わいのある空間を創出することをめざす。

4 活用に向けた取組（主なもの）

（1）北海道博物館

① 展示の充実

- デジタル技術を活用したARなど、体験型コンテンツの整備や、建物等の3D仮想空間の構築
- 展示内容を解説する動画や音声ガイドの導入、触れることができる展示の充実

② 地域との連携

- 出前講座の実施など地域のニーズに応じた活動の促進
- 地域の団体等における研究成果を展示する機会の創出

（2）北海道開拓の村

① 機能の充実

- 歴史的・文化的価値の高い展示建造物について、「重要文化財の指定」や「有形文化財への登録」を推進
- 修繕に用いる素材は、可能な限り建設当時のものを使用するとともに、発注にあたっては、多様な入札契約方式の中から最も適切なものを選択

② 観光拠点としての活用

- デジタル技術を活用した体験型展示の導入や解説の多言語化の推進
- 利便性の向上を図るため、施設内の案内表示の充実や、歩道の整備などのバリアフリー化の推進、休憩所の設置などに取り組む
- 利用者の拡大を図るため、教育旅行や社会科見学誘致などに積極的に取り組む

③ 人材育成拠点としての活用

- 修繕工事の実施にあたっては、道内技術者や道産材の活用を推進
- 伝統的技法を用いた工事状況の公開や、関連団体と連携し、ヘリテージマネージャー育成研修における実習の場として活用

（3）北海道百年記念広場

① 環境整備

- 野幌森林公園内の自然環境に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、正面広場に家族や仲間と楽しめるバーベキューエリアを整備
- 百年記念塔の解体跡地には、塔に親しみを抱いていただいた方々の思いを引き継ぐとともに、互いの多様性を認め合う共生を表現し、塔を発展的に継承した未来へとつながる北海道を象徴する新たなモニュメントを設置

② 利用規制の緩和

- 犬の連れ込みや火気の使用、車両の乗り入れ範囲を拡大

③ イベントの誘致

- キッチンカーや直売所などの誘致、近隣の大学等と連携したイベントの開催

（4）自然ふれあい交流館 森林地区

① 森林の保全

- 生態系の保全に向けた特定外来生物の防除、公園利用者のマナー向上に関する啓発の実施

② 利用の促進

- ピクトグラムを活用した案内看板の設置

5 取組の推進

- 庁内関係部署はもとより民間等と連携・協力の上、国の支援制度や民間の資金・ノウハウを最大限活用し、計画的・効率的に進める。
- 毎年度、取組の効果検証・評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や関係法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

野幌森林公園エリアの活用

※下線部は、素案からの修正箇所

1 策定の趣旨

「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」に掲げた「めざす姿」の実現に向けた具体的な取組をお示しし、道民の皆様との共有を図るとともに、民間企業をはじめ多様な主体と連携・協働して取組を推進していくため、策定するものです。

2 対象期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間とします。

3 めざす姿

大都市近郊に残された豊かな自然環境をフィールドに、本道の「歴史・文化・自然」を体感できる各施設の強みを活かし、隣接する施設等とも連携の上、国内外からの来訪者を魅了し、交流できる賑わいのある空間を創出することをめざします。

4 活用に向けた取組

（1）北海道博物館

約18万5千件にのぼる資料を収蔵する道内最大級の総合博物館である強みを活かした展示の充実などの取組を進めるとともに、博物館法の改正を踏まえ、道内外の博物館や地域の社会教育施設等と連携・協力し、地域の活力向上に向けた取組を進めます。

① 展示の充実

- ・ デジタル技術を活用したARなど、体験型コンテンツの整備や、建物等の3D仮想空間を構築します。
- ・ 展示内容を解説する動画や音声ガイドの導入、触れることができる展示の充実を図ります。
- ・ 資料のデジタルアーカイブ化や解説の多言語化、WEB公開を推進します。

- ・ 民間企業や他の博物館と連携・協力した特別展を開催します。
- ・ 利用者ニーズを踏まえた企画展の開催、展示の入れ替えに取り組みます。
- ・ 将来を担う子どもたちの体験学習機会の増加に取り組みます。

② 地域との連携

- ・ 出前講座の実施など地域のニーズに応じた活動を促進します。
- ・ 地域の団体等における研究成果を展示する機会を創出します。
- ・ 講習会の開催などを通じた生涯学習・学校教育への支援に取り組みます。

(2) 北海道開拓の村

開拓当時の生活や産業、文化を風景として体感できる社会教育施設としての役割を果たすため、別に策定する「北海道開拓の村利活用方針」に基づき、野外博物館としての機能を充実するとともに、観光拠点、人材育成拠点としての活用促進を図ります。

① 機能の充実

- ・ 歴史的・文化的価値の高い展示建造物について、「重要文化財の指定」や「有形文化財への登録」を推進します。
- ・ 道が行う修繕については、毎年度、建造物ごとの老朽化の状況や破損箇所等を把握し、優先順位を決定した上で、同一工種をまとめて実施するなど計画的・効率的に実施します。
- ・ 修繕に用いる素材は、可能な限り建設当時のものを使用するとともに、発注にあたっては、多様な入札契約方式の中から、最も適切なものを選択します。
- ・ 建造物の歴史的・文化的価値を損なわない範囲での代替素材の活用や、最新の技術を取り入れることにより、建造物の耐久性の向上や修繕費の節減を図ります。

② 観光拠点としての活用

- ・ 建造物内部の立入可能エリアの拡大や、体験型イベントの会場・休憩所としての活用を促進します。
- ・ デジタル技術を活用した体験型展示の導入や解説の多言語化を推進します。
- ・ 1年を通じて楽しめるイベントの充実を図るとともに、映画のロケ地やマンガの舞台としての活用を促進します。
- ・ 利便性の向上を図るため、施設内の案内表示の充実や、歩道の整備などのバリア

フリー化の推進、休憩所の設置などに取り組みます。

- ・ 利用者の拡大を図るため、教育旅行や社会科見学の誘致などに積極的に取り組みます。

③ 人材育成拠点としての活用

- ・ 修繕工事の実施にあたっては、道内の技術者や道産材の活用を推進します。
- ・ 伝統的技法を用いた工事状況の公開や、関連団体と連携し、ヘリテージマネージャー育成研修における実習の場としての活用に取り組みます。

(3) 北海道百年記念広場

野幌森林公園エリアの入口として、周囲の自然豊かな森林を背景とし、家族や仲間と楽しむことができる、憩い・賑わいのある空間を創出するため、環境整備や利用規制の緩和、イベントの誘致などの取組を進めます。

① 環境整備

- ・ 野幌森林公園内の自然環境に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、正面広場に家族や仲間と楽しめるバーベキューエリアを整備します。
- ・ 子どもたちが水に親しみ楽しむことのできる噴水へと改修します。
- ・ 訪れた方々が季節の移ろいを感じることのできるよう、プロムナードに桜並木やラベンダー等を植栽します。
- ・ 老朽化が進んでいる大地の手の広場の石版について、劣化箇所の修繕や防水処理を行います。
- ・ 百年記念塔に関する記憶や思い出を残すため、佐藤忠良氏のレリーフや解体材を休憩所内に保存・展示します。
- ・ 百年記念塔の解体跡地には、塔に親しみを抱いていただいた方々の思いを引き継ぐとともに、互いの多様性を認め合う共生を表現し、塔を発展的に継承した未来へとつながる北海道を象徴する新たなモニュメントを設置します。
- ・ 利便性の向上を図るため、公園内の施設間の回遊性を高める電動自転車の設置や手摺りの改修、授乳室の整備に取り組みます。

② 利用規制の緩和

- ・ 野幌森林公園記念施設地区管理規則を見直し、犬の連れ込みや火気の使用、車両の乗り入れができる範囲を拡大します。

③ イベントの誘致

- ・ 数多くの方々が訪れる賑わいのある空間とするため、キッチンカーや直売所などの誘致に取り組むとともに、近隣の大学等と連携したイベントを開催します。

(4) 自然ふれあい交流館 森林地区

世界的に希少な、大都市圏に隣接し原始の面影を残す広大な自然林であり、約140種の野鳥や約1,300種の昆虫が生息している環境を適切に保存し、自然に親しむ場としてあらゆる方々が安心して利用できるよう取組を進めます。

① 森林の保全

- ・ 生態系の保全に向けた特定外来生物の防除や、公園利用者のマナー向上に関する啓発の実施に取り組むなど、森林の保全活動を推進します。

② 利用の促進

- ・ ピクトグラムを活用した案内看板の設置など、利便性の向上に取り組めます。
- ・ 自然に親しむ機会の充実が図られるよう、自然観察会や自然素材を用いた工作体験会を開催するとともに、歩くスキーなど自然を体感できる用具の貸し出しを行います。

5 取組の推進

- ・ 各取組の推進にあたっては、庁内関係部署はもとより指定管理者や民間企業等と連携・協力の上、国の支援制度や民間の資金等を最大限活用し、計画的かつ効率的に進めます。
- ・ 毎年度、取組の効果検証・評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や関係法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

北海道開拓の村利活用方針の概要

※下線部は、素案からの修正

第1章 現状と課題

- ・入村者数の減少（人口減少の進行、レジャーの多様化など）
- ・展示建造物の保全（風雨や雪等の自然現象による破損、計画的・効率的な修繕の実施）
- ・伝統的な技法への対応（道内専門業者等の不足）
- ・施設利用に関するニーズへの対応
- ・関連法の整備等（文化芸術基本法、文化観光推進法など）
- ・「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」に掲げた「めざす姿」と「今後の方向性」

第2章 基本的な考え方など

1. 位置付け

- ・「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」の実現に向けた取組方針
- ・北海道総合計画の「政策の方向性」の達成に資するもの

2. 対象期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

3. 基本的な考え方

- 野外博物館としての機能の充実
- 観光拠点としての活用促進
- 人材育成拠点としての活用促進

第3章 取組内容

区分	主な取組内容
野外博物館としての機能の充実	<ul style="list-style-type: none">■「重要文化財の指定」や「有形文化財への登録」の推進<ul style="list-style-type: none">・「旧青山家漁家住宅」の重要文化財の指定に向けた取組を推進・復元建造物の有形文化財の登録に向けた取組を推進■計画的かつ効率的な修繕の実施<ul style="list-style-type: none">・修繕に用いる素材は、<u>可能な限り建設当時のものを使用</u>・工事の発注にあたっては、<u>多様な入札契約方式の中から最も適切なものを選択</u>・歴史的・文化的価値を損なわない範囲で代替素材の活用や最新技術を導入
観光拠点としての活用促進	<ul style="list-style-type: none">■体験・体感型展示の整備、機能の強化<ul style="list-style-type: none">・立入可能エリアの拡大や体験型イベント会場、休憩所としての活用促進・デジタル技術を活用した展示の導入や、展示解説の多言語化の推進■イベント等の充実<ul style="list-style-type: none">・年中行事の体験など、1年を通じて楽しめるイベント等の充実・映画のロケ地やマンガの舞台としての活用促進■利便性の向上<ul style="list-style-type: none">・案内表示の充実や<u>歩道の整備など</u>バリアフリー化の推進、<u>休憩所の設置</u>・電動自転車の設置など、エリア内施設間の回遊性の向上■利用者の拡大<ul style="list-style-type: none">・教育旅行や社会科見学の誘致、無料開放や夜間開放の実施
人材育成拠点としての活用促進	<ul style="list-style-type: none">■道内技術者や道産材の活用推進■伝統的技法の継承<ul style="list-style-type: none">・伝統的技法を用いた工事の実施状況の公開・ヘリテージマネージャー育成研修における実習の場としての活用

第4章 推進管理

- ・庁内関係部署はもとより、指定管理者や民間企業と連携・協力の上、国の支援制度や民間の資金・ノウハウを最大限に活用
- ・毎年度、取組の効果検証・評価を実施するとともに、社会経済情勢の変化や関係法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを実施

※下線部は、素案からの修正箇所

北海道開拓の村利活用方針



令和5年3月
北海道環境生活部

目 次

第1章	利活用方針の策定にあたって	
	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章	基本的な考え方など	
	方針の位置付け・・・・・・・・・・	8
	対象期間・・・・・・・・・・	8
	基本的な考え方・・・・・・・・・・	8
第3章	取組内容	
	具体的な取組・・・・・・・・・・	9
第4章	取組の推進	
	推進の管理・・・・・・・・・・	13
資 料		
	用語解説・・・・・・・・・・	14

第1章 利活用方針の策定にあたって

■ 施設の概要

北海道開拓の村は、「北海道開拓の過程における生活と産業、経済、文化の歴史を示す建造物、工作物等に移設、復元して保存し、開拓当時の情景を再現展示することで、開拓の歴史を身近に学び、恵まれた自然に親しみながら未来への発展の心を養う場」として、昭和58年4月に開村しました。

開村当初より、施設の管理業務は委託していましたが、平成18年度からは指定管理者制度を導入しています。

[所在地]

札幌市厚別区厚別町小野幌 50 番地 1

[施設内の区分]

区 分	配置内容	復元施設	再現施設	修景施設	計
市街地群	開拓の村の中心に位置し、官庁、商店、住宅などから構成され、中央の通りには馬車鉄道が走っています。(夏季は馬車鉄道、冬季は馬そりを運行)	25 棟	4 棟	2 棟	31 棟
漁 村 群	ニシン漁で栄えた日本海沿岸の漁家住宅や漁具が展示されています。	2 棟	—	2 棟	4 棟
農 村 群	農家住宅、酪農畜舎のほか、駅通所、屯田兵屋、開拓小屋が展示されています。	8 棟	1 棟	5 棟	14 棟
山 村 群	豊かな森林資源と農閑期の労働力の活用が図られた造材・薪炭製造関連の施設が再現されています。	—	1 棟	2 棟	3 棟
計		35 棟	6 棟	11 棟	52 棟
そ の 他	伝統遊具づくりなどを体験できる体験学習棟、食堂が設置されています。	体験学習棟、食堂、軽食堂、吊り橋			

※復元施設：現存していた施設を解体・移設し、建築当初の姿で復元したもの

再現施設：図面や資料等を基に再現したもの

修景施設：開拓当時の情景を表すため、復元もしくは再現したもの

[北海道開拓の村のあゆみ]

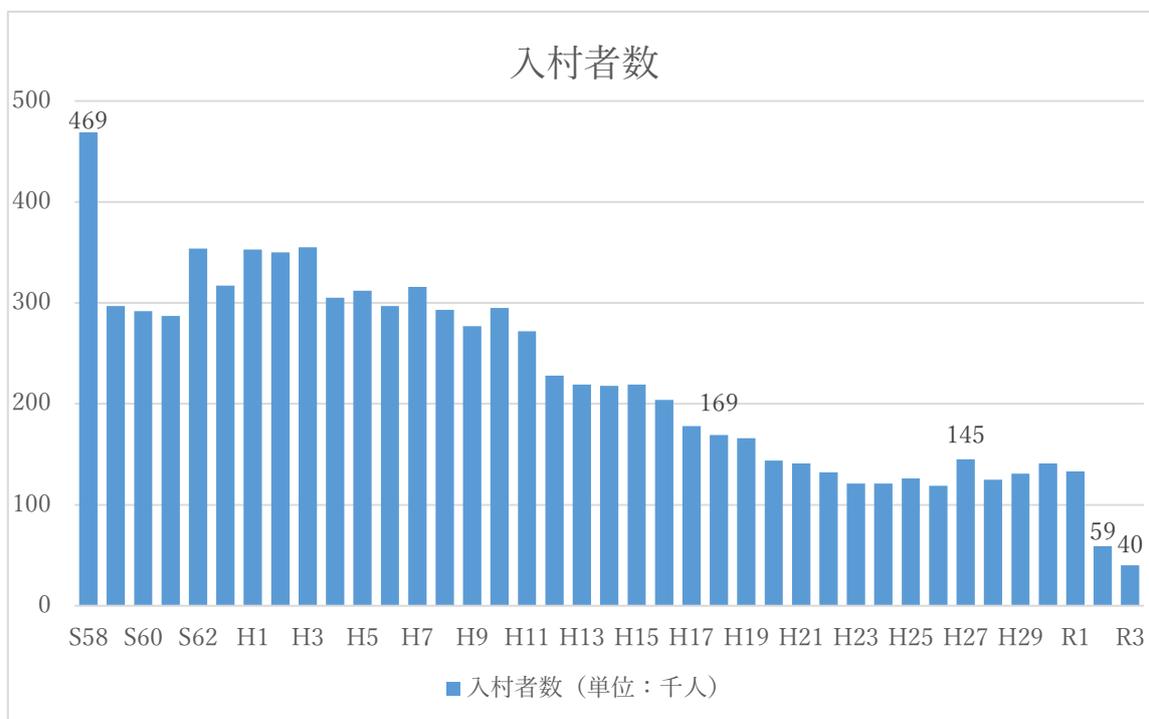
時 期	内 容
昭和 49 年 1 月	基本計画策定
昭和 53 年～平成 8 年	展示建造物の復元・再現
昭和 54 年 9 月	基本構想策定
12 月	馬鉄軌道敷設
昭和 55 年 6 月	展示構想策定
昭和 57 年～平成 9 年	展示建造物内の展示物整備
昭和 58 年 4 月	開村（展示建造物は 15 棟）
昭和 60 年 9 月	入村者 100 万人達成
昭和 62 年	ボランティア活動開始
平成 4 年 10 月	入村者 300 万人達成
平成 6 年	「北海道開拓の村ボランティアの会」発足
平成 10 年	展示建造物の整備終了
平成 14 年 8 月	入村者 600 万人達成
平成 18 年	指定管理者制度導入
平成 19 年	むらびと登録制度開始
平成 25 年	旧開拓使工業局庁舎が国の重要文化財に指定
平成 28 年	多言語解説アプリの導入
平成 30 年 12 月	ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想策定
令和 2 年	新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休村 (2/29～3/31、4/14～5/25)
令和 3 年	新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休村 (5/1～7/11、7/22～9/30)

■ 現状・課題

北海道開拓の村は、大都市近郊にありながら豊かな自然環境が残された野幌森林公園内に設置した野外博物館であり、北海道立総合博物館の本館である北海道博物館と一体となって、主に開拓期の歴史を体験的に学び、未来への発展の心を養う場としての役割を果たしてきましたが、開村から40年近く経過したこともあり、入村者数の減少や展示建造物の保全など様々な課題が生じています。

(1) 入村者数の減少について

開村年度における入村者数は、46万8,639人でしたが、その後は概ね20～30万人台で推移し、近年は、人口減少の進行やレジャーの多様化などにより、概ね12～14万人台で推移しています。また、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休村等の措置を講じたことから、5万人程度の入村者数となっています。



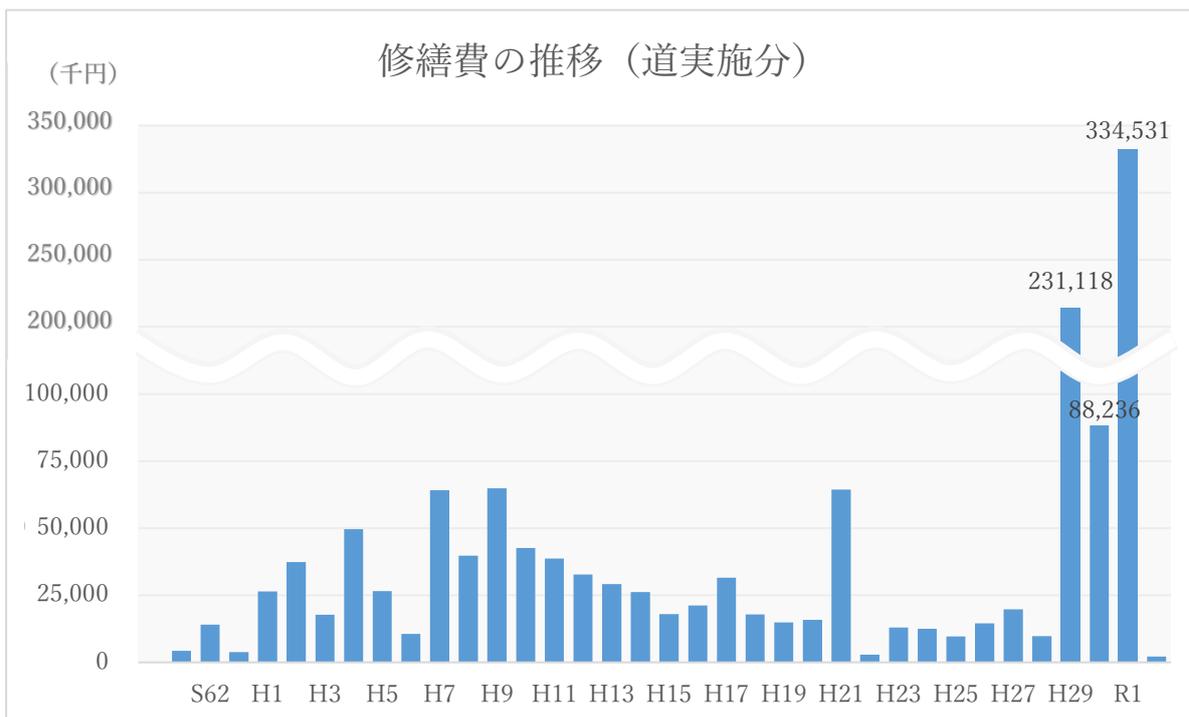
※平成18年度から指定管理者制度を導入

※平成27年は北海道博物館のリニューアルオープン

(2) 展示建造物の保全について

展示建造物は経年劣化に加え、野外博物館のため、風雨、雪等の自然現象による破損も生じており、年度によって修繕費の増減幅が大きくなっています。

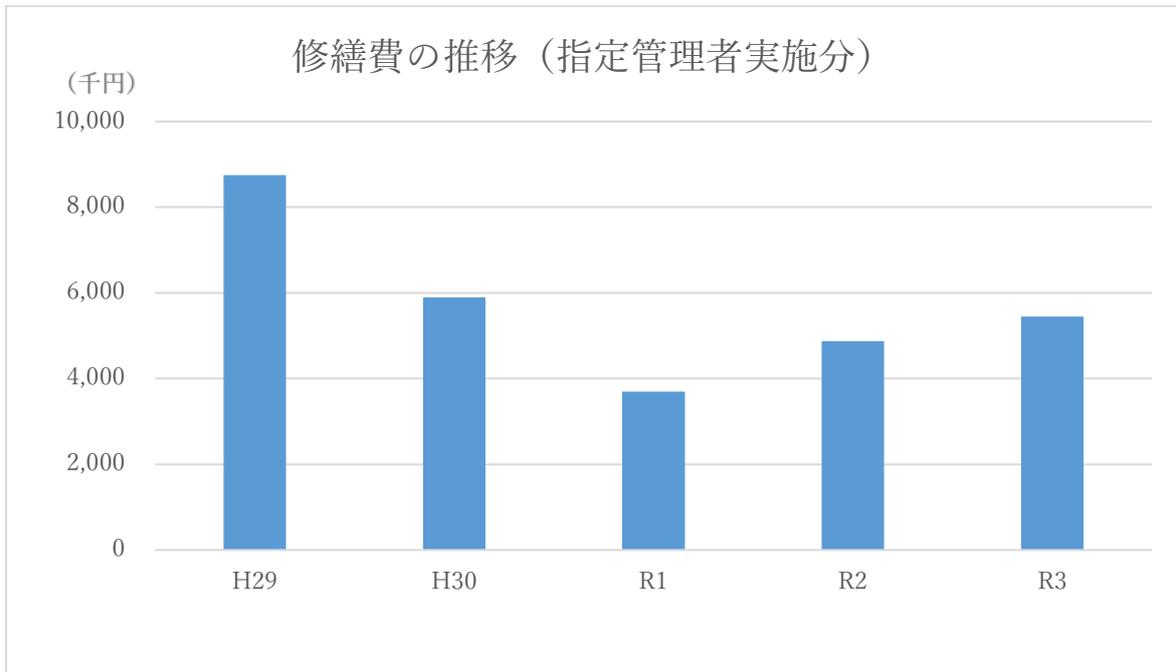
今後とも、52棟の展示建造物を適切に保存していくためには、建造物の状態に応じて計画的かつ効率的に修繕を行っていく必要があります。



[主な修繕の概要]

平成 29 年度	○歴史文化施設におけるインバウンド交流施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・旧小川家酪農畜舎 ・旧菊田家農家住宅内部展示及び体験ブース整備 ・馬鉄軌道補修及び延長工事等
平成 30 年度	○ヘリテージツーリズムを担う人材育成拠点整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・旧龍雲寺 ・旧若狭家たたみ倉改修
令和元年度	○歴史文化資源を活かした交流・人材育成拠点整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・旧武井商店酒造部改修工事 ・旧三河本そば屋改修工事

※いずれも国の「地方創生拠点整備交付金」を活用



※ 1 件 100 万円未満の修繕費は、指定管理業務に係る負担金により対応

[主な修繕の概要]

平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・旧青山家漁家住宅屋根瓦補修工事 ・旧来正旅館看板補修工事
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・旧武井商店酒造部補修工事
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・旧開拓使札幌本庁舎補修工事 ・こどもの広場内設備修繕
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・馬鉄軌道敷内整備 ・旧北海中学校屋根補修工事
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・旧福士家住宅修繕工事 ・旧大石三省堂支店補修工事

(3) 伝統的な技法への対応について

展示建造物の修繕にあたっては、移築当初の状態に保持することが重要ですが、伝統的な技法に対応できる道内の専門業者や職人の不足により、工種によっては道外の業者が受注しています。

また、使用する材料についても、屋根材となる桧など道内での生産数が少ないものについては、道外から調達せざるを得ないなどの課題が生じています。

(4) 施設利用に関するニーズについて

開拓の村では、平成 18 年度から施設を利用していただいた方に満足度調査を実施しています。これまでに寄せられた主な意見は、次のとおりです。

○主な意見

- ・歴史的建造物を維持してほしい
- ・展示建造物の破損が残念
- ・建造物の立入禁止箇所の見学希望
- ・歩道の整備などのバリアフリー化
- ・展示については、当時の開拓の暮らしを知ることができる
- ・時代に入り込める工夫や子どもにも分かるような説明がほしい
- ・馬車鉄道が楽しい
- ・建物のライトアップが綺麗だった
- ・イベント件数を増やして欲しい
- ・子どもも楽しめるような内容のイベントを開催してほしい

(5) 関連法の整備等について

「文化芸術基本法」や「文化観光推進法」の施行に伴い、文化により生み出される様々な価値を磨き上げ、文化の継承、発展及び創造への活用や、地域の文化財を観光の振興と地域の活性化につなげていく動きが活発化しています。

(6) 「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」に掲げためぎす姿と今後の方向性について

① めぎす姿

- ・開拓期の歴史を体験的に学び、未来への発展の心を養う場
- ・懐かしさを感じさせる北海道らしいイベントの開催
- ・道民の皆様のみならず多くの外国人に人気の場所
- ・積雪寒冷地における歴史的建造物の保存・展示施設として、活用しながらの保存に向けた様々な取組の実践

② 今後の方向性

- ・博物館としての役割を基本としながら、国内外からの旅行者をターゲットにした観光拠点、古民家再生等人材育成拠点としての活用

これらの開拓の村をめぐる現状や様々な課題に適切に対応していくため、新たに利活用方針を策定することといたしました。

第2章 取組の方針

■ 方針の位置付け

本方針は、交流空間構想に掲げためざす姿等の実現に向けた具体化な取組方針を定めるものであり、北海道総合計画の「政策の方向性」の達成に資するものです。

■ 対象期間

指定管理期間を勘案し、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の5年間とします。

■ 基本的な考え方

(1) 野外博物館としての機能の充実

開拓当時の生活や産業、文化に関する理解を深め、ふるさとへの愛着を育み、次世代に継承していくという社会教育施設としての役割を果たすため、展示建造物の適切な保存管理はもとより、その魅力・価値を高めるため、当時の暮らしや文化を体験・体感できる機能の充実を図ります。

(2) 観光拠点としての活用促進

開拓当時の暮らしを体験・体感できる展示の整備や機能の強化に加え、イベントの開催など、観光拠点としての活用を促進します。

(3) 人材育成拠点としての活用促進

展示建造物の修繕にあたり、道内技術者や道産材の積極的な活用を推進するとともに、伝統的な修繕技法の公開などを通じて、技能の伝承や人材育成拠点としての活用を促進します。

第3章 取組内容

■ 具体的な取組

(1) 野外博物館としての機能の充実

① 「重要文化財の指定」や「有形文化財への登録」の推進

- 歴史的・文化的価値の高い「旧青山家漁家住宅」の重要文化財の指定に向けた取組を推進します。
- 復元した建造物については、将来的に重要文化財の指定や有形文化財への登録を推進します。

[展示建造物の概要]

設置箇所	区分	建造物名	文化財	立入可能箇所
市街地群	修景	旧札幌停車場		1階全域
	修景	旧開拓使札幌本庁舎		全域
	復元	旧手宮駅長官舎		全域（一部禁止）
	復元	旧開拓使爾志通洋造家		全域（一部禁止）
	復元	旧福士家住宅		玄関、廊下
	復元	旧松橋家住宅		玄関、廊下
	復元	旧有島家住宅		玄関、廊下
	復元	旧浦河支庁庁舎		全域（一部禁止）
	復元	旧小樽新聞社		1階
	復元	旧開拓使工業局庁舎	◎	1階
	復元	旧北海中学校		玄関、廊下、一部教室
	復元	旧龍雲寺		全域
	復元	旧札幌警察署南一条巡査派出所		入口
	復元	旧島歌郵便局		廊下
	復元	旧山本理髪店		入口
	復元	旧渡辺商店		入口、土間
	復元	旧浦河公会会堂		全域
	復元	旧来正旅館		待合所、廊下
	復元	旧三ツ河本そば屋		入口、板の間、廊下
	復元	旧武井商店酒造部		入口、土間
復元	旧近藤医院		入口、廊下	
復元	旧近藤染舗		入口、土間	

設置箇所	区分	建造物名	文化財	立入可能箇所
市街地群	復元	旧武岡商店		入口、土間
	再現	旧大石三省堂支店		入口、土間
	再現	旧太田装蹄所		土間
	再現	旧藤原車轡製作所		土間
	復元	旧本庄鉄工場		土間
	再現	旧広瀬写真館		全域
	復元	旧札幌拓殖倉庫		全域
	復元	旧札幌農学校寄宿舎		廊下、一部室内
	復元	旧札幌師範学校武道場		全域
漁村群	修景	旧土谷家はねだし		入口
	復元	旧青山家漁家住宅	○	入口、土間
	修景	廊下		全域
	復元	旧秋山家漁家住宅		土間
農村群	修景	旧山本消防組番屋		入口
	修景	旧若狭家たたみ倉		非公開
	復元	旧ソーケシュオマベツ駅通所		廊下、土間
	復元	旧田村家北誠館蚕種製造所		入口、土間
	再現	旧農商務省滝川種羊場機械庫		全域
	復元	旧納内屯田兵屋		玄関、土間
	修景	旧山田家養蚕板倉		入口
	復元	旧信濃神社		非公開
	復元	旧岩間家農家住宅		土間、板の間、廊下
	修景	旧河西家米倉		非公開
	復元	旧樋口家農家住宅		玄関、土間
	復元	旧小川家酪農畜舎		1階
	復元	旧菊田家農家住宅		1階
	修景	開拓小屋		土間
山村群	修景	森林鉄道機関庫		全域
	再現	旧平造材部飯場		土間
	修景	炭焼小屋		非公開

※文化財欄：国の重要文化財 ○、国の重要文化財の指定を目指す建造物 ○

② 計画的・効率的な修繕の実施

- 道が行う修繕については、毎年度、建造物ごとの老朽化の状況や破損箇所等を把握し、優先順位を決定した上で、同一工種をまとめて実施するなど計画的・効率的に実施します。
また、修繕に用いる素材は、可能な限り建設当時のものを使用するとともに、工事の発注にあたっては、多様な入札契約方式の中から、最も適切なものを選択します。
- 指定管理者が行う小破修繕については、過去の修繕実績を踏まえた所要額を指定管理者負担金に算入した上で、緊急性や必要性に応じて、適宜実施します。
- 建造物の歴史的・文化的価値を損なわない範囲での代替素材の活用や、最新の技術を取り入れることにより、建造物の耐久性の向上や修繕費の節減を図ります。

(2) 観光拠点としての活用促進

① 体験・体感型展示の整備、機能の強化

- 建造物内部を改修し、立入可能エリアの拡大や体験型イベントの会場・休憩所等としての活用を促進します。
- デジタル技術を活用した展示の導入や、展示解説の多言語化を進めます。

② イベント等の充実

- 指定管理者や民間企業などと連携し、季節に応じた年中行事の体験プログラムの実施やコスプレイベント、建造物のライトアップなど、1年を通じて楽しめるイベント等の充実を図ります。
- 利用者のニーズを踏まえ、子どもたちが楽しめる馬車鉄道・馬そりの運行を継続します。
- 庁内関係課や関係機関と連携し、映画のロケ地やマンガの舞台としての活用を促進します。

③ 利便性の向上

- 年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、すべての方々が利用しやすい環境を整えるため、施設内の案内表示の充実や、歩道の整備などのバリアフリー化の推進、休憩所の設置などに取り組みます。
- 電動自転車の設置などにより、北海道博物館や百年記念広場、自然ふれあい交流館との回遊性を高めます。

④ 利用者の拡大

- 道内外の自治体教育委員会と連携し、教育旅行や社会科見学の誘致に積極

的に取り組みます。

- 無料開放（北海道みんなの日）や夜間解放を引き続き実施するなど、利用者の拡大に向けた取組を推進します。

（3）人材育成拠点としての活用促進

① 道内技術者や道産材の活用推進

- 修繕工事の実施にあたっては、費用にも十分に配慮しつつ、道内技術者や道産材の活用を推進します。

② 伝統的技法の継承

- 桁屋根の修繕など伝統的技法を用いた工事について、工事請負業者と調整の上、工事の状況を公開するなど、伝統的技法の継承に努めます。
- 関連団体と連携し、ヘリテージマネージャー育成研修における実習の場として活用するなど、人材育成拠点としての活用を促進します。

第4章 推進管理

■ 取組の推進

- (1) 各取組の推進にあたっては、庁内関係部署はもとより指定管理者や民間企業等と連携・協力の上、国の支援制度や民間の資金・ノウハウを最大限活用し、計画的・効率的に進めます。

- (2) 毎年度、取組の効果検証・評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や関係法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■ 用語解説

【古民家再生】

古民家とは、日本の住居のうち建築年数がかなり経過した民家のことで具体的かつ明確な定義は存在しないが、文化財としても価値のある古民家は近年リノベーションによって再利用されるケースが増加。

【指定管理者制度】

公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定するもの（指定管理者）が管理を代行する制度。

【北海道みんなの日】

道民が、縄文文化の歴史、アイヌ民族の歴史、開拓の歴史など北海道のこれまでの歴史、北海道の持つ豊かな自然及び風土並びにこれらの中で培われた北海道の文化、産業等についての理解及び関心を深め、北海道の価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことにより、将来にわたり自主及び自立の精神に基づき、一体となってより豊かな北海道を築いていくことを期すとともに、道外において、北海道の価値が、広く認識される契機となることを期する日。

北海道みんなの日条例（平成 29 年北海道条例第 39 号）により 7 月 17 日としている。

【ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）】

地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材。北海道では、一般社団法人北海道建築士会、NPO 法人歴史的地域資産研究機構、一般財団法人北海道文化財保護協会の 3 者が実行委員会を組織して養成を行っている。